平成２２年（フ）第２６８号
埼玉県東松山市大字岡331番地　ラトゥールフジタ201
債務者　金子　久夫
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２７８号
埼玉県行田市持田３―29―22、住民票上の住所埼玉県行田市大字長野697番地３
債務者　窪田　岳領
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２８７号
埼玉県深谷市岡2670番地10
債務者　師岡　範子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２８９号
埼玉県熊谷市船木台１丁目19番地13
債務者　髙野　恭子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１０８号
岐阜県多治見市大薮町1573―30、従前の住所岐阜県多治見市姫町１丁目52番地の１
債務者　木全　辰弘
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１１１号
岐阜県中津川市駒場1272番地の４　吉村アパート１－２号室
債務者　植田　義明
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１１２号
岐阜県中津川市駒場1272番地の４　吉村アパート１－２号室
債務者　植田　友子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１１３号
岐阜県多治見市小名田町７丁目６番地の３
債務者　浅井　　恵
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１１８号
岐阜県多治見市脇之島町６丁目54番地の10
債務者　小島　大助
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第３０号
京都府福知山市土師新町４丁目96番地　芦田ハイツ203号
債務者　高崎　和子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第４３３２号
大阪市住吉区遠里小野２丁目２番25号　竹葉荘20号、申立時の住所大阪市住吉区遠里小野３丁目10番11―105号
債務者　平田　昇二
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９２１号
大阪府大東市諸福３丁目４番41号
債務者　土門　佑樹
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９５３号
大阪市平野区長吉出戸７丁目７番６―506号
債務者　中村　　実
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１６４号
大阪市西成区南津守７丁目14番７―205号
債務者　河合　慶子（旧姓行本）
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２１７号
大阪市平野区長吉出戸７丁目９番１―104号
債務者　山川　裕鶴
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２３３号
大阪府東大阪市吉田下島24番８号
債務者　古賀　英樹
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２４４号
大阪市天王寺区玉造元町２番35号　玉造末広ビル902号
債務者　静間　祐子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部